

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和8年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和8年度の初日から令和8年7月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段: 輸入基準数量 下段: 協定対象外 輸入基準数量	上段: 輸入数量 下段: 協定対象外 輸入数量	差 分
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	90 トン	63 トン	27 トン
		90 トン	63 トン	27 トン
3	クリーム	64 トン	16 トン	48 トン
		30 トン	7 トン	23 トン
4	粉乳類	26,878 トン	6,612 トン	20,266 トン
		19,875 トン	5,573 トン	14,302 トン
5	無糖れん乳	1,437 トン	170 トン	1,267 トン
		1,423 トン	58 トン	1,365 トン
6	加糖れん乳	116 トン	85 トン	31 トン
		29 トン	27 トン	2 トン
7	ヨーグルト	13 トン	4 トン	9 トン
		13 トン	4 トン	9 トン
8	バターミルク	23 トン	14 トン	9 トン
		23 トン	3 トン	20 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	53,754 トン	16,194 トン	37,560 トン
		39,183 トン	9,143 トン	30,040 トン
10	その他の乳製品	12,035 トン	1,408 トン	10,627 トン
		5,162 トン	985 トン	4,177 トン
11	バター	19,977 トン	3,835 トン	16,142 トン
		15,596 トン	2,937 トン	12,659 トン
12	豆類	84,672 トン	26,372 トン	58,300 トン
		47,546 トン	11,866 トン	35,680 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,621,206 トン	1,729,912 トン	3,891,294 トン
		5,167,393 トン	1,536,397 トン	3,630,996 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,249,662 トン	423,362 トン	826,300 トン
		190,794 トン	56,509 トン	134,285 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,108,114 トン	241,511 トン	866,603 トン
		1,108,114 トン	241,511 トン	866,603 トン
15	コーンスターチ	3,816 トン	2,142 トン	1,674 トン
		3,438 トン	1,916 トン	1,522 トン
16	ばれいしょでん粉	18,810 トン	5,080 トン	13,730 トン
		13,625 トン	4,768 トン	8,857 トン
17	マニオカでん粉	144,840 トン	31,297 トン	113,543 トン
		142,793 トン	31,246 トン	111,547 トン
18	サゴでん粉	20,881 トン	6,319 トン	14,562 トン
		19,747 トン	6,319 トン	13,428 トン
19	その他のでん粉	1,929 トン	406 トン	1,523 トン
		1,705 トン	406 トン	1,299 トン
20	イヌリン	2,571 トン	642 トン	1,929 トン
		84 トン	0 トン	84 トン
21	落花生	30,113 トン	12,115 トン	17,998 トン
		17,414 トン	7,343 トン	10,071 トン
22	こんにゃく芋	73 トン	75 トン	超過済
		73 トン	75 トン	超過済
23	ミルク調製品	10,461 トン	1,215 トン	9,246 トン
		2,067 トン	155 トン	1,912 トン
24	でん粉調製品	1,717 トン	478 トン	1,239 トン
		874 トン	297 トン	577 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,112 トン	334 トン	3,778 トン
		1,522 トン	19 トン	1,503 トン
27	調製食用脂	16,743 トン	2,414 トン	14,329 トン
		1,756 トン	308 トン	1,448 トン
28	繭	1.8 トン	0.0 トン	1.8 トン
		1.8 トン	0.0 トン	1.8 トン
29	生糸	195 トン	34 トン	161 トン
		195 トン	34 トン	161 トン

【備考】

- ・ 項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・ 特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。